

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 四街道市

標準収入総額 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
11,808	1,190	1,092	14,090

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	25,134	23,450	1,684	932	1,743	18,753	
障害者就労支援センター事業特別会計	83	68	14	14	4	-	
霊園事業特別会計	144	126	17	17	-	43	
土地区画整理事業特別会計	199	149	50	14	95	999	
一般会計等	25,460	23,695	1,765	979		19,795	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金込額	備考
水道事業会計	1,566	1,314	252	5,325	14	82	21	法適用
公共下水道事業会計	1,607	1,581	26	26	344,710	7,197	3,368	
国民健康保険特別会計	8,756	8,305	451	451	762,198	-	-	
介護保険特別会計	3,308	3,218	90	90	546,586	-	-	
後期高齢者医療特別会計	630	612	18	18	86,086	-	-	
老人保健医療特別会計	33	33	-	-	-	-	-	
公営企業会計等計				5,910		7,279	3,389	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金込額	備考
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,642	35,066	576	576	1,901	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	290	261	29	29	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	131	122	9	9	2	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通災害共済特別会計)	153	123	30	30	-	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	5,171	5,099	72	72	153	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	388,653	373,907	14,746	14,746	3,966	-	-	
印旛広域市町村圏事務組合(一般会計)	306	286	20	20	-	-	-	
印旛広域市町村圏事務組合(水道用供水給事業特別会計)	3,392	3,062	330	1,588	349	6,247	67	法適用
印旛衛生施設管理組合(一般会計)	703	697	6	6	0	2,218	295	
佐倉市、四街道市、海牙町事務組合(一般会計)	304	293	11	11	20	66	29	
印旛利根川水防事務組合(一般会計)	13	13	-	-	2	-	-	
一部事務組合等計				17,087		8,531	391	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体がら の出資金	当該団体が らへの補助金	当該団体が らへの貸付金	当該団体からの 事務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
四街道市施設管理公社	28	66	10	-	-	-	-	-	
四街道市土地開発公社	0	90	5	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			15	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,148	2,197	△ 951
減債基金	683	685	2
その他充当可能基金	7,059	6,934	△ 125
充当可能基金計	10,890	9,816	△ 1,074

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.71	6.94	△ 0.77	△ 12.85	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	48.29	48.88	0.59	△ 17.85	△ 40.00	公共下水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	5.2	5.3	0.1	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-						
財政力指数	0.90	0.89	△ 0.01						
経常収支比率	93.3	93.2	△ 0.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。